

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、善通寺市土地改良区が土地改良事業（農業基盤整備促進事業（水路改修事業）善通寺地区）を行うことについて平成25年6月26日適当と決定した。

その関係書類を善通寺市建設農林部農林課において平成25年7月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成25年7月5日

香川県知事 浜 田 恵 造